

省エネ適判 完了検査について

有限会社アーバン建築確認検査機関

代表取締役 高坂 博文

1. 別紙1（省エネ基準工事監理報告書）を提出して下さい。
 - 1) モデル法によらない場合は申し出下さい。
 - 2) 各項目ごとに仕様・設置状況の確認できるもの（出荷証明・写真等）の提出をお願いします。
 - 3) ネットからダウンロードできる一般的なものでも構いません。
2. 変更のある場合は申し出下さい。
 - 1) 別紙2（変更説明書）等、提出の上、各々の手続に従って下さい。
3. 内容確認に時間のかかる場合があります。
完了検査済証をお急ぎの方は、早めの提出・御相談をお願いします。
4. 不明な点は御問合せ下さい。